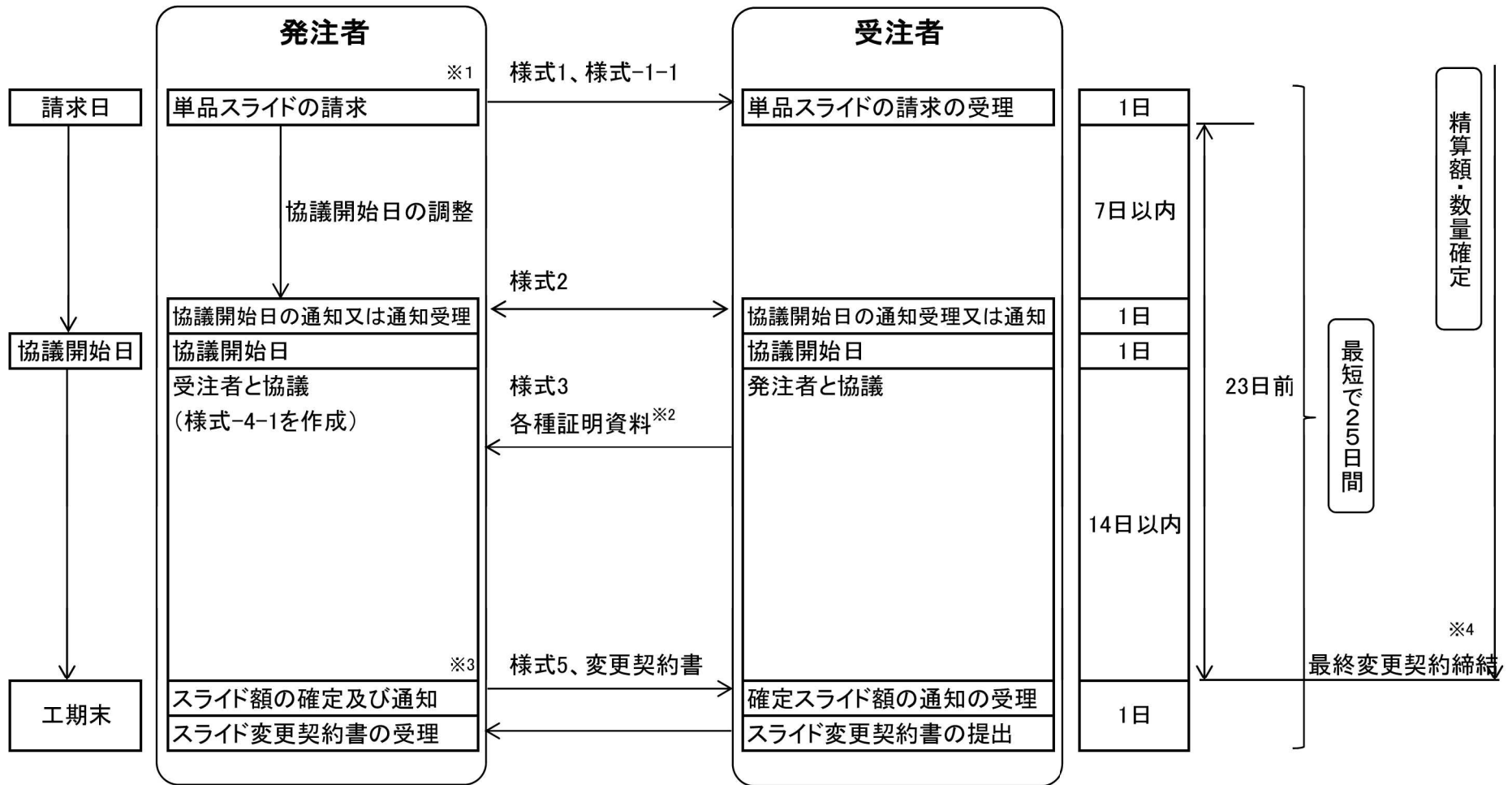


# 【参考】

## 減額変更を請求する場合の単品スライド条項の運用フロー

(やむを得ない場合の23日前の取り扱い)



※1 工期末の23日前までに請求。概算額で請求可能。

※2 受注者が各対象材料を実際に購入した際の代金額を各品目ごとに合計した金額を示して異議を申し立てる場合に提出。

※3 最終的に、変動額が対象工事費の1%を超えない場合は請求を取り下げる(様式6を受注者に通知)。

※4 最終変更契約の締結は、遅くともスライド額確定の前日までに'。